山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年4月27日 14:30~17:00

会議出席者

<環境影響評価等技術審議委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、佐藤文男委員、鈴木邦雄委員、角田謙朗委員、早見正一委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員

<事業者等>

○大月バイオマス発電事業

大月バイオマス発電株式会社 有坂代表取締役

株式会社環境計画 森取締役

株式会社タクマ エネルギー・新環境本部 プラント1部 1課 豊田課長代理、宇髙氏 株式会社環境研究センター 環境事業部 環境調査部 北坂課長、勝間課長

○甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 石原事務局長、河西総務課長、角田建設課長、

堀口、小田切、佐藤、佐野、土肥

山梨県市町村総合事務組合 村松廃棄物対策室長、畑野主任

(財) 山梨県環境整備事業団 丸山境川建設事務所長、大原建設課長、川田、渡邉 笛吹市市民環境部環境推進課 山下課長、生原 エイト日本技術開発株式会社 大谷、村山、大矢

<事務局>

環境創造課 小島徽課長、依田真司課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 環境創造課長あいさつ
- 3 議事
 - 議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について
 - 議題2 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施 設整備事業 環境影響評価書について

議題3 その他

4 閉会

資料

- 1) 大月バイオマス発電事業 知事意見 (案)、意見整理票
- 2) 甲府・峡東地域ごみ処理施設等整備事業 知事意見骨子 (案)、意見整理票

1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、小島環境創造課長より、ごあいさつ申し上げます。

(小島課長)

本日はお忙しいところ、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日は2つの議題につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

まず1つ目の議題でございますが、「大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、先生方のご意見を踏まえまして、事務局で知事意見(案)を作成しておりますので、後ほどご説明をさせていただきたいと存じます。

また、2つ目の議題でございます「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業」につきましては、知事意見の形成に向けまして、たたき台といたし まして、本日は知事意見骨子(案)をお示しさせていただきたいと存じますので、ご審議のほどよろ しくお願いいたします。

限られた時間ではございますけれども、できる限り先生方のご協力によりまして取りまとめることができますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議事

(進行 依田課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、12名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで配布資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、次第がございます。それから「大月バイオマス発電事業 知事意見(案)について」という一連の資料がございます。それからもう1つが「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見骨子(案)について」の一連の資料がございます。それからもう1つ図面が横に置いてあると思います。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。

(片谷会長)

皆様方におかれましては年度初めのお忙しいところ、月に2回も審議会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。事業者の皆様方もご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

いつものことでございますけれども、最初に運営方針の確認をさせていただきます。この審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきまして、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについて、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録につ

いては、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。この件につきましてのご協力をお願いいたします。

事務局に確認ですけれども、今日はこの希少種や個人情報に係る審議はないということでよろしいですか。承知いたしました。

それでは、今日の議事でございますけれども、先ほど小島課長からもお話がありましたように、議題1が大月バイオマス発電事業の方法書です。これにつきましては、前回の審議会での指摘事項について事業者より補足説明をいただいて、質疑応答と審議を行い、その後事務局で作成されました知事意見(案)についてご確認いただくという手順でございます。

議題2の甲府・峡東地域ごみ処理施設等整備事業の評価書につきましては、前回の審議会でいただいた質問事項や指摘事項について事業者からご説明いただいた後、質疑応答と審議をしまして、その後事務局で作成していただいた知事意見骨子(案)について、意見を取りまとめるための審議を行いたいと考えております。

議題1) 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

(片谷会長)

それでは早速、議題1、大月バイオマス発電事業の環境影響評価方法書についての審議に入ります。 まず、前回の審議会でかなり指摘事項がございました。それに対する事業者からのご説明をいただ きたいと思います。それでは、いつものように短い時間でのご説明をお願いしますが、よろしくお願 いたします。

(事業者 森取締役)

前回の審議会における先生方のご質問への回答ということで、今回、追加資料として、整理用のファイルをご用意させていただいております。今までの意見を反映させた形で作成させていただいております。この中のインデックスの13番が従来、整理表ということで取りまとめをしてきましたけれども、これに沿って前回意見をいただいた部分についての回答をさせていただきたいと思います。

それでは最初に、6ページ、悪臭についてご意見をいただきましたけれども、この件に関しての回 答をさせていただきたいと思います。搬入材、燃料保管倉庫の悪臭の地点追加におきましては山梨県 の悪臭規制法における「臭気指数」を現地調査させていただきます。排ガス中の臭気成分については、 燃焼にて700℃×0.5秒滞留で完全分解できるとされております。今回の設備は、ダイオキシン 類の抑制対策、850℃×2秒滞留設計を予定しており、通常の運転パターンで臭気成分が排ガス中 から出ることはないと考えております。現在稼動しています群馬県の吾妻バイオパワーでは昨年の9 月から商業運転稼動していますけれども、臭気の苦情等は一切ないという実績もございます。加えて、 別個の説明としまして、当該施設のような火力発電所では、燃料を完全燃焼させ、熱エネルギーの効 率を上げることが燃料使用量の削減にも繋がる。一方でダイオキシン類規制値を遵守する上でも完全 燃焼する必要がある。燃焼温度は800℃以上と非常に高く、ダイオキシン類規制値を遵守すれば、 必然的に悪臭源も問題のないレベルまで低減できると考えております。この脱臭方式は直接燃焼方式 といって一般的な方法でもある。更に、木質チップ保管庫についても庫内を負圧にしてその空気を燃 焼室に送り込んでいる。基本的には外部に臭気は発生させない仕様に基づいた設計で、供用等も行っ ていきたい。加えて、燃料倉庫に関しましては、現在、計画しているのは3.5日ないし4日分程度 の保管容量の設計を考えておりますので、主たる燃料、いわゆる生木由来のチップということで、腐 敗をおこす期間まで保管をしないということで事業者としては考えております。加えて、いわゆるそ の発酵過程までいくと、可燃分が減少するということにもなりますので、そういう意味では従来の火 力発電所の燃料保管は約1ヶ月程度貯蔵する施設を持ちますけれども、私どもはこういった木質系の 燃料を使うということで、長期保管をしないという考え方の下で、運転をしていきたいと考えており ます。加えて、今、群馬の吾妻バイオパワーのケースも約3.5日程度、燃料倉庫で燃料を保管して

投入しているという状況であります。

続きまして 7ページ、水質汚濁の部分につきまして、地盤沈下についての回答をさせていただきたいと思います。添付資料がございます。A 3の大きな資料があると思います。これに基づいて説明させていただきたいと思います。結論について先に説明させていただきますけれども、地盤沈下については東京、名古屋、大阪等の大都市の平野部において過剰に水を汲み上げたために、帯水層の圧縮が起こり生じたものである一方、対象地は岩盤地域であり、揚水による帯水層の圧縮は考えられないため、地盤沈下の恐れはないと判断されるということで、ボーリング業者からコメントをいただいております。このA 3の資料でございますが、最初のページ、業務概要として、これは井戸の部分ということで、2本掘削しまして、業務結果としては、一番後ろから 2枚目に No. 1、No. 20のさく井柱状図を添付してあります。位置図に関しましては、一番最初のA 30のページにボーリングの地点と井戸の地点を示させていただいております。井戸 No. 1につきましては揚水量は毎分10 L、井戸 No. 2に関しましては揚水量が毎分30 Lという結果が出ております。続きまして次のページ、これは土質に関しての調査概要ということで示させていただいております。図面に関しましては、ここに示すように地層区分図と、ボーリングの柱状図を添付させていただいております。これを基に工事計画等にも反映させていきたいと考えております。

続きまして、8ページ、地形・地質の部分について、甲府盆地における地盤沈下の特徴であり、当該地域のものではないことから、準備書までに修正することということで、これにつきましては準備書に反映させていただきます。

続きまして、9ページ、選定項目として、植物、動物、水生生物、生態系の部分で、夜間調査の追加ということで、これも修正しまして、夜間調査を追加させていただきます。

続きましてその下の段、同様にクロロフィルaについての調査も追加するということで、これも修正して追加させていただきます。

続きまして、17ページ、一番上から、選定項目として、植物、動物、水生生物、生態系の部分の 文言につきまして意見をいただきましたが、これも修正をさせていただくということで、鈴木先生の 意見についても同じように修正をさせていただきました。

それと大気の部分、方法書 2 4ページの表 3-2-1、「大月地方気象台」を「アメダス(大月)」 に修正させていただきました。

続いて、騒音・振動の部分について、予測式について最新のものを利用することという意見をいただきまして、これも反映させていただくということで、修正をさせていただきました。

続きまして、方法書の事業内容の部分のところの工藤先生からのご意見、これも同様に修正させていただきました。

続いて、一番最後の段の大気汚染の工藤先生からいただいた意見で、調査地点ということで、対岸 民家付近での調査へ変更するということで行いたいと思います。

続きまして、18ページ、選定項目としましては、温室効果ガス等ということで、これにつきましては搬入車両の排出量についても算定するということで、二酸化炭素量を計算して準備書に反映させていただきます。加えて、発電所から発生する二酸化炭素量も同様に計算して、準備書に反映させていただきます。

続きまして、19ページ、選定項目の植物、動物、水生生物、生態系につきまして、取水に関してでございますが、ご意見をいただきまして、今回、事業に使用する水については、1級河川である笹子川からの取水は事業者としては考えていないということで、前回もご説明させていただいているように、沢水のA、Bがございますが、A沢については、A沢最下流にあるコンクリート3面張りの場所で取水を行うことを計画しております。最も水生生物の影響は少ないと事業者としては考えております。加えまして、B沢については水質及び水生生物の調査を実施しますが、地下水及び水生生物の調査結果を見ながら、取水の計画を行う予定で考えております。したがいまして、B沢の取水については行うということではなくて、それを検討させていただくと事業者は考えております。

以上、前回ご指摘がありました部分につきまして、回答させていただきました。

(片谷会長)

はい、ありがとうございました。分厚い資料を配布していただきまして、このようにファイルにまとめていただけると、これが方法書の図書の付属資料、図書の一部であるということで、確実に保存できるので、結構だと思います。それは外形の話で、内容についてはこれから審議させていただきます。それでは、今ご説明いただきました内容につきまして、特に前回ご発言、ご指摘いただいた方々にこの内容でよろしいかどうかご意見をいただきたいと思います。もし新たにご質問等がありましたら、それも併せて、それは前回ご発言いただいた委員以外の方からでも結構ですので、ご発言いただきたいと思います。

では、順に見ていきたいと思います。6ページ、悪臭の件ですが、これは角田委員のご意見ですけれども、今日何かご発言はありますでしょうか。

(角田委員)

悪臭の調査をする地点が設定してあったと思いますが、そうすると煙突から出る悪臭ではなくて、グラウンドのところにごみを置いたその周辺の悪臭をチェックする位置と考えてよろしいでしょうか。

(事業者 森取締役)

はい、そのとおりでございます。調査地点も追加させていただいております。

(片谷会長)

これは現地調査ですから、アセス実施段階での調査ですよね。ですから、稼動後の事後調査という話になれば、またそれは別の話で、もちろん現地調査のときに調査された地点を調査地点とするというのは一般的なことではありますけれども、事後調査については準備書段階になりませんと計画が出てきませんから、もちろん事後調査項目とするかどうかも含めて事業者の判断を聞かせていただくということになると思います。

(角田委員)

了解いたしました。

(片谷会長)

これについて確認で、追加の発言をしておきたいのですけれども、この資料に書かれている「山梨県の悪臭規制法」とは何でしょうか。

(事業者 北坂課長)

山梨県は臭気指数で規制されていますので、こういう記載としています。

(片谷会長)

要するに国の法律のことですよね。でしたら「悪臭防止法」ですよね。致命的な問題ではないのですけれども、書類の表記上、法や条例の名称は正しく記載してください。その右の欄も同じです。

(事業者 北坂課長)

申し訳ありません。承知しました。

他にこの件に関してどなたかご発言はございますでしょうか。

(石井委員)

「通常の運転パターンで臭気成分が排ガス中から出ることはないと考えられます。」と書いてありますが、通常でない運転の時には悪臭が発生してしまうということですか。

(事業者 森取締役)

基本的にはプラントの立ち上げ、立ち下げに関しましてはA重油を使用する予定としておりますので、それ以外ですといわゆる緊急停止が想定されると思うのですけれども、立ち上げ、立ち下げに関しましては、木質燃料の投入はありませんので、臭気が発生するということは考えにくいと思います。ただ緊急停止に関しましては、立ち下げの段階で不完全燃焼を起こすこともあり得るでしょうが、それにつきましてはプラントメーカーとの協議の中で、大気汚染防止法に基づく規制を遵守するという観点から、そういったことが起こらない設計をしていただくということになろうかと思います。そういった事案は我々もこれまで経験していませんし、もともと緊急停止自体も現時点では想定していませんので、その辺はもう少しプラントメーカーと協議させていただいて、対策を講じたいと思います。

(片谷会長)

恐らく緊急停止というのは、例えば地震が発生したというようなことがあり得る話だろうと思いますが、緊急停止しなければならないほどの地震が発生したような場合はこれは特別な事態で、その場合の臭気の発生を防ぐ備えをしておくというのは例がありません。結局、重油を使っている普通の火力発電所でも下げる時に少し臭いが出るのは当たり前というようなことになっていますから、でもそれについても今のご回答ですと、プラントメーカーとできる限り協議をした上で施工されるというご回答でしたので、了解してよろしいかと感じました。

では、次にいかせていただきます。 7ページの 2 2番ですけれども、これも角田委員のご意見ですが、いかがでしょうか。

(角田委員)

柱状図等をお示しいただいたのですが、確認ですが、井戸の No.1 と No.2 というのは、後ろに付いている柱状図で、前に現地で聞いたのと位置が逆ではないかと思うのですが、確認をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、先ほどの地盤沈下の項目があったので、そこで述べさせてもらったということですが、実際にこの地域が地盤沈下を起こすとは多分想定できないと思いますが、地下水が伏流するものですから、時々地下水が流れて、上に埋立した土石が流されて、底が抜ける、陥没する恐れがあるので、そこで地下水との流れの関係はそれで良いでしょうか。

(事業者 森取締役)

後ろの添付した柱状図なのですけれども、順番が逆で、一番最後が 1 となっていて、これは 1 と 2 が逆になっていました。ここの一番最初の平面図におきましては、井戸の No. 1 と No. 2 の位置はこのとおりで、柱状図の添付の仕方が 1 と 2 が逆さまになったということでご了解いただければと思います。

それから、地盤沈下の部分につきましては、これは土木工事設計の中で反映させていくということで、専門的な見地を持った人の、工事事業者の方の評価の中で工事は進めていこうと考えています。

(角田委員)

もう1度確認させていただきたいのですが、井戸の位置ですが、揚水量を見ますとNo. 1 が 1 O L 、No. 2 が 3 O L で、現地では大きな河川に近い方が揚水量が多いと聞いて、その方が自然だと思ったのですが、これでよろしいのですね。

(事業者 有坂代表取締役)

井戸 No. 1 が揚水量が少ない方です。現地で説明した内容を覚えていないのですが、No. 1 が 1 0 L、No. 2 が 3 0 L となっております。

(角田委員)

分かりました。一般的に考えると No. 1 の方が揚水量が多いように見受けられるのですが、そういう試験結果であれば分かりました。

(片谷会長)

ではこの件はそれで良しとしまして、8ページにいきますが、これも角田委員のご意見ですけれども、準備書に入れていただくというご回答ですから、これでよろしいですか。

(角田委員)

結構です。

(片谷会長)

他の委員の方々もご質問等がありましたら随時、ご発言ください。 9ページですが、夜間調査の件、もう修正されていますが、湯本委員、よろしいですか。

(湯本委員)

はい。

(片谷会長)

次のクロロフィルaは平林委員ですけれども、これも追加ということですので、問題ないですね。

(平林委員)

はい。

(片谷会長)

先ほどのお話にはありませんでしたけれども、10ページは「近隣住民からヒアリングを行い調査 いたします。」というのは、石井委員、これは今後調査していただくということでよろしいですか。

(石井委員)

はい。

(片谷会長)

17ページ、大久保委員のご指摘ですが、これも修正したということでよろしゅうございますか。

(大久保委員)

はい、結構です。

その次の大気は工藤委員のご意見ですが、これは記載の修正だけですが、よろしいですか。

(工藤委員)

はい。

(片谷会長)

次の騒音・振動は福原委員の、予測式がもっと新しいものがあるというご指摘ですが、これは2008でよろしいですか。

(福原委員)

前回もう1度指摘して、結果的には変わっているので問題ないのですが、ここでセルの色は変えていないですが、よろしいですか。受音側の測定地点を音源の直近の正面に持っていくべきであるということで、結果的には変わっていますが、他のところは「修正しました」と色付きになっているけれども、ここの部分が色付きになっていなかったと見受けられるのですが、単純な文字の問題です。

(片谷会長)

修正結果は問題がないというご指摘ですので、先ほどの説明にはありませんでしたけれども、修正はされているということですね。

(事業者 森取締役)

インデックス10の17ページ、表図5-3-1に修正後の位置を反映させたものがあります。

(片谷会長)

はい、これは適切に、指示に従って修正されているということで了解とさせていただきます。 次の植物、動物、水生生物、生態系のところで、鈴木委員からご指摘があって、これもやはり文言 上の問題ですが、修正するということでよろしいですか。

(鈴木委員)

結構です。

(片谷会長)

次の、工藤委員の単位の表記が正しくないというご指摘でしたけれども、正しく修正されていますでしょうか。

(工藤委員)

インデックス1が修正した箇所ですか。

(事業者 森取締役)

インデックス1の、3枚目です。

(工藤委員)

インデックス1の、「5」とページが振ってあるところですよね。単位が直っていないのですが。

(事業者 森取締役)

大変失礼いたしました。もう1度やり直させていただきます。

(工藤委員)

一方、前いただいた資料と比較すると、赤いところは数値が変わっているのですね。

(事業者 森取締役)

もともとの計算が間違っていたものですから、修正させていただきました。

(工藤委員)

では、単位の修正もよろしくお願いします。

(事業者 森取締役)

承知いたしました。

(片谷会長)

ではこれは、後日、確認させていただきます。

それでは次の70番、調査地点をどうするかということで、対岸に変更予定という記載がありますけれども、工藤委員、これはいかがですか。

(工藤委員)

インデックスでいうと、10番で良いのでしょうか。

(片谷会長)

変更予定というのはどこかに図がありますか。

(工藤委員)

インデックス10の調査位置図を見ると、赤い丸の調査地点は前と変わっていないですね。

(片谷会長)

図5-1-1 ですか。

(事業者 有坂代表取締役)

青い丸の地点が変更後の測定位置になります。計画地で測定するのは難しいものですから、計画地の対岸の民家の一番近くの空き地、測定機器を置けるところに変更する予定なのですけれども、その辺のご審議を今日お願いできればと思いまして、この図面を用意いたしました。

申し訳ございません。17ページの図5-3-1です。

(事務局 土橋主査)

インデックス10の17ページに、騒音・振動及び道路交通調査地点を示しています。この対岸の 集落のあるところに赤い丸が付いているのですけれども、ここに移動するということです。

(片谷会長)

大気の予測に使うデータを得るという感覚からしますと、事業予定地よりもこちらの方が、まず高さが少し高いということと、事業予定地は現況は斜面ですので、これからもう少し平らになるのでし

ょうけれども、それよりは、少し線路寄りで、線路の横が土手になっていますから、若干地形として 平坦とは言いかねる部分はあるのですが、そこより下側は急斜面にはなっていない、住宅がある地域 ですから、そういう意味では代表性はあるだろうというのが私の感覚です。よろしいですか。

(工藤委員)

前回も言ったのですが、この事業予定地が少し引っ込んでいるのが少し気になっているので、1回、 ビデオに収めるなりして、煙流実験はやってみていただけないですか。

(事業者 北坂課長)

そうですね。今、よく接地逆転層などの大気が逆転する時に、発煙筒を焚いて、朝方や夕方に写真で大気の流れを見るということはよくありますので、できることはできます。

(片谷会長)

煙を焚くので、対岸の自治会に断っておいてください。

(事業者 北坂課長)

火事と間違えられる場合もありますので、事前に話はします。

(片谷会長)

危険ですので十分注意をしてください。ぜひ気象測定をやっている期間内に、少し贅沢を言えば、 夏と冬くらいはやっていただいた方がよろしいかと思います。

(事業者 北坂課長)

分かりました。

(片谷会長)

それだけのためになかなか現地に来るのは大変ですので、何かの調査がある日に、同時に行うような方向でご対応いただければと思います。では、今の点については工藤委員のご指摘を取り入れていただくということで、次にいきたいと思います。

18ページですが、これはやはり工藤委員から温室効果ガスのご指摘で、私が補足意見を申し上げましたけれども、私が計算はしてくださいと申し上げたので、もちろんカーボンニュートラルだということが記載された上で、数値の上ではこの位ですというのを出していただくという形で、工藤委員、よろしいですね。

(工藤委員)

はい。

(片谷会長)

それでは最後のページですが、これは佐藤委員のご指摘です。いかがでしょうか。

(佐藤委員)

1つ目ですが、笹子川の南側の右岸側ですけれども、そこからクマタカが巣の材料を運んだという報告をいただきましたので、このように書きましたけれども、それと併せて、施設の概要が分からないのですが、稼動後に排煙とか水蒸気の白煙と書きましたけれども、これについては回答をいただいていないので、群馬で既に稼動しているということでしたので、景観上どのようなものかお聞かせい

ただきたいのですが。

(事業者 森取締役)

景観上とは、どういう回答をすればよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

現実的に人が目で見て煙が見えるのかとか、見えるのであれば何十mも上がるのかとか、そういったことです。

(事業者 森取締役)

煙突口からの煙につきましては、夏場はほとんど目視はできない状況で、冬場の特に気温の下がった朝方はいわゆる白煙というのが発生していますが、今の稼働状況ではもくもくと、ものすごい量が出ているということは確認されておりません。

(佐藤委員)

夏の件は分かりました。冬ですけれども、クマタカの繁殖期は比較的早い時期から始まりまして、早ければ年内12月からとか、1月から2月、3月が繁殖の時期ですね、やはり笹子のこの辺りは冬の間、気温が下がりますので、当然その水蒸気は予測されますので、気にするほどではないと言われても分からないのですけれども、現実的にクマタカの目線から見てどのようなものか非常に気になるところでして、特にこの事業予定地側の右岸側の斜面をクマタカがどの程度頻繁に利用しているかによっては影響がゼロということはないだろうと思います。ですので、水蒸気の白煙がどのようなものか、もう少し具体的に示していただければと思います。

それから、次の項目のA沢とB沢の項目ですけれども、A沢を先日見てまいりましたけれども、確かに3 面張りなのですね。自然河川との接合部で取水し、下流はコンクリートなので影響はないということを言われているようですけれども、ただ3 面張りの部分も笹子川までの間は150 mくらいですか。それなりに距離がありますよね。

(事業者 森取締役)

100mもないと思います。

(佐藤委員)

本流の合流点のところで、きちんと水中まで見たわけではないのですけれども、当然、取水でもし水が100%取られてしまうと、その3面張りの取水の部分から合流点まで全く水が流れなくなってしまいますよね。そういうことがどれくらいの期間続くかによっては、もちろん下流側には影響はゼロではないので、やはり3面張りで、確か段差もありましたよね。そうすると、生物が上流へ遡上したりということは不可能に近いですが、それでもやはり合流点部分は当然、本流より冷たい沢水が入る場所ですから、そういったものを遮断することによってどういうことが起こるのかということが非常に重要なことだと思います。それはやはり調査しないのではなくて、本流合流点までは調査された方が良いと思います。

(事業者 森取締役)

水蒸気に関しましては、煙突口の高さにつきましてはこれからシミュレーションをしますので、それによって影響がどの程度かという部分につきましては、引き続き調査させていただこうと思います。 また技術的に白煙防止という手段を講ずることは可能ですけれども、そうなるとプラントそのものからの発電出力をどうしても下げなければならないという技術的な部分もあるということで、そこは事 業者としては今回計画する定格を出したいと考えておりますので、技術的な部分でどの程度軽減できるかにつきましては、引き続きプラントメーカーと協議させていただこうと思います。いずれにせよ、煙突口のシミュレーションをこれからさせていただきますけれども、その結果を見ながら必要な部分の調査は加えて行いたいと考えております。

沢水の部分につきましては、今、先生がおっしゃられたことに基づいて、これは新たに調査という ことで加えさせていただきたいと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。基本的に、鳥の話も水生生物の話も予測評価項目には入っているわけで、あとは必要な地点を現地の状況に応じて、適切に設定していただきたいというご指摘ですので、ご指摘に沿ってやっていただければよろしいかと思います。鳥の問題も、白煙については、確かに煙突高がまだ決まっていない状況ですから、現段階では当然、結論は出せないわけで、これは準備書の中で鳥への影響についての予測、評価をしていただくということで、またその段階で佐藤委員にご審議をお願いすることとしたいと思います。よろしいですか。

それでは、一通り見てまいりましたが、全体を通して何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言ください。

(工藤委員)

資料を作るときは、両面コピーでお願いしたいと思います。分厚くなりますし、資源としてももったいないので、対応していただきたいということ、修正資料が何度か出てきまして、どれを最終版として我々は把握していれば良いのか、結構あちこちに情報が散在していて、把握しづらいのですね。なので、この後の対応でよろしいかと思いますが、ひとまとまりとしてこれが最新版という資料が欲しいと思いました。

それから、これはバイオマスによる発電事業ということで、環境に負荷を与えるものを最小限にと どめるということだけではなくて、環境保全に貢献する部分も非常に大きいと思いますので、そうい った面もアピールするような文章を書いていただけると良いと思います。

その1つとして、私、興味があるのですが、製紙工場や発電所のように、化石燃料やごみを焚くものと違って、バイオマスを焚くものが大気中に放出する成分は、他のものに対してどういうメリットがあるのか、どう違っているのかというようなものが、詳細なデータまでは必要ないですけれども、どういう特徴があるのか記述していただければ良いと思いました。

(片谷会長)

はい、ありがとうございました。今のはまた準備書の段階で対応していただければよろしいかと思います。確かにアセスの図書というのは、建設あるいは稼動することによる環境影響を予測、評価するという目的ではありますけれども、その施設がより環境に貢献する部分があるのであれば、そのプラス面もできるだけ具体的にアピールされた方が、事業者サイドとしてもメリットがあると思いますので、ぜひその辺はご検討ください。

このようにファイルにしていただいているのは大変良いことなのですが、前にいただいているこのファイルと、今回のものとは重なっていないのですか。

(事業者 有坂代表取締役)

今回のファイルは全て更新されたものとなっております。本日ご指摘のありましたところは、後日 お送りいたします。

そうしますと、前に送られてきた資料は古いバージョンなので廃棄した方が良いということですね。 では、皆様、資源ごみ、有価物に出すようにお願いします。

では、他にご意見がございませんようでしたら、この件の審議はここまでとさせていただきますが、 これについて、事務局からこの後、知事意見をどうするのかというのをご説明をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、知事意見(案)についてご説明させていただきます。

A4縦の「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見(案)について」という資料をご覧ください。まず、経緯でございますが、技術審議会を4回予定しておりまして、本日4月27日が4回目、最後ということになります。意見の提出期限は5月21日となっております。中身に入っていただきまして、網掛けになっている部分が前回の骨子(案)から変更になっている部分でございます。まず、全般的な事項ですが、修正点としては細かい字句の修正です。それから、1ページの中段、「その経緯及び結果を準備書に記載すること」というところが網掛けになっていますが、これが骨子では「その経緯及び結果を明らかにすること」となっておりましたが、それを「準備書に記載すること」と表現を変えております。

2ページ、3ページをご覧ください。同様の修正がしてあります。

続いて、5ページ、Ⅱ個別的な事項の2番、悪臭に関する事項になりますが、これは新規に追加したものです。煙突からの臭気の環境影響評価が不十分であるという指摘を受けて、新たに追加した部分になります。3番の水質・水象については、指摘事項に沿って修正されたため、記述を変更したものです。A沢、B沢を調査地点に加えて、図を修正するという指摘でしたが、図が修正されましたので、その指摘を削除しまして、一文にまとめてあります。

続いて6ページに移ります。6番、動物、植物、生態系の、2) 鳥類調査手法についてです。これは施設の建設及び稼動後のクマタカへの影響が懸念されるという指摘を受けて、追加したものになります。続いて、4) 両生類・爬虫類調査手法ですが、これは両生類についても夜間調査を行うべきであるという指摘を受けて、追加してあります。ただ、今日の事業者の方からの資料で修正がされるということですので、この部分は削除したいと考えております。

修正点としては以上です。以上で説明を終わらせていただきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。前回、骨子(案)が出ていたわけでございますけれども、その後、いくつかの追加、修正、削除が加えられまして、今回の知事意見(案)となっているということです。事前に送られていましたが、割と直前でしたので、まだ細かく見ていただけていない委員の方もいらっしゃるかと思いますが、まず今この場でご覧になっていただいて、お気づきの点がありましたら、ご発言ください。

(角田委員)

6ページの一番上の、5番の1)の3行目の終わりのところ、「露頭」というのがありますが、「崩落」や「崩壊」などの用語の方が良いかと思います。

(事務局 依田課長補佐)

ご指摘のとおり修正させていただきたいと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。

(事務局 土橋主査)

事務局より1点、よろしいですか。先ほど説明させていただきました両生類・爬虫類の調査の件は、載せるかどうかということでお話させていただきましたが、本日配布されましたファイルのインデックス10の30ページに、両生類・爬虫類の調査項目の修正したものがございます。その中で夜間調査を入れてもらう中で、日没後も任意に踏査して個体や鳴き声を確認するということでしたので、ちょうどこちらの意見と重なるような形で出てきたのですが、この辺は湯本委員に確認していただく中で、整理させていただければと思います。

(片谷会長)

今、湯本委員から何かご発言はありますか。もうこの修正は追加がなされたので、知事意見に入れなくて良いということでよろしいですか。

(湯本委員)

はい。

(片谷会長)

では、事務局でここは削るということで進めてください。

他はよろしいでしょうか。この件に関しましては既に何回も審議を重ねましたし、たくさんご意見が出ましたけれども、すぐに修正できるところは既に事業者側で方法書の追加資料ということで出していただいていますので、かなりもう煮詰まった状態の知事意見になっていると思います。これでも結構長いのですけれども。最近の他の案件よりはコンパクトな知事意見になったかと思いますので、だいぶよく整理されたと思います。

(石井委員)

7ページ、「事業計画地は、国道20号線、中央本線等において」と書いてありますが、他のところは「JR中央本線」と書いてあると思いますので、修正してください。

(片谷会長)

これは事務局、よろしいですね。

はい、それでは、知事意見(案)に関しましては、この審議会としては承認されたということにさせていただきたいと思います。この後、今の実際の文言修正があって、これはやはり各委員にメールか何かで配布されますか。

(事務局 土橋主査)

いつもと同じように、文言修正等がありましたら、まず会長にご連絡させていただく中で、固まったところで皆様のところに配布させていただければと思います。

(片谷会長)

最終的な知事意見の提出期限が5月21日ですから、仮に今後、見落としていたものがあったという場合の期限というのは、この1週間前くらいですか。

(事務局 土橋主査)

もう少し早くお願いします。

本日いただいた修正であれば、すぐにお送りできると思いますので、そこは直ちに直してお送りさせていただきます。

では、これはまた皆様にお配りするとして、これ以外も含めて何か後から気づいた点がある場合には、連休明け5月7日を期限としてご意見をいただき、ご意見が出なかった場合はもうご了解いただけたものとして理解しますので、よろしくお願いいたします。

では、今日の段階では、この審議会としては、一部の文言修正があるということを前提として、了 解済みという扱いとさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、この議題1についてはここまでとさせていただきます。事業者の皆様方、今日はお忙しい中、ありがとうございました。事務局の指示に従ってご退席ください。

議題2) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業 環境影響評価書について

(片谷会長)

それでは、議題2に入らせていただきます。甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備 事業及び(仮称)地域振興施設整備事業の評価書についての審議でございます。

まず、事務局から事業の引き継ぎに関する報告をお願いいたします。

(事務局 岩浅技師)

対象事業の引き継ぎについてですが、本日4月27日付けで、事業者より届出がありましたので、報告させていただきます。廃棄物最終処分場について、財団法人山梨県環境整備事業団から山梨県市町村総合事務組合に事業が引き継がれました。これを受けまして、事業者は甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、山梨県市町村総合事務組合、笛吹市の3者ということになります。

(片谷会長)

ありがとうございました。事業団から組合に引き継がれたということでございます。

それでは、前回の審議会における質問、指摘事項に関しまして、事業者からの説明をお願いしたい と思います。いつも短時間でお願いして恐縮ですけれども、簡潔な説明をお願いいたします。

もし先に移管された事業者からご挨拶等がありましたら、それもご発言いただいて結構です。

(事業者 村松廃棄物対策室長)

笛吹市境川町におけます廃棄物最終処分場事業につきましては、本年4月から私ども山梨県市町村総合事務組合が事業主体となりまして、一般廃棄物最終処分場の整備を進めているところでございます。これに伴いまして、本日、財団法人山梨県環境整備事業団に代わりまして、当組合が事業を実施するということで、山梨県環境影響評価条例に基づきまして、事業承継の手続が行われたところでございます。今後につきましては、当組合が甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、並びに笛吹市とともに、環境影響評価の手続を進めてまいることとしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、当組合では、財団法人山梨県環境整備事業団に処分場の建設及び管理運営を委託いたしまして、事業を行うこととしておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、事業者の見解につきまして、コンサルタントから説明させていただきます。

(事業者 大谷氏)

事業者の見解について、ご説明させていただきます。お手元の資料で、意見整理表の中に、前回の審議会でご発言いただいた内容、それ以降に坂本委員、佐藤委員から事務局宛に出されました意見につきまして、事業者の見解ということでまとめさせていただいております。本日は現在の審議会以降に出されました坂本委員、佐藤委員のご意見につきまして、見解をご説明させていただきます。

まず、坂本委員から、水質汚濁につきましてご意見をいただいております。1つ目といたしまして、

底質の関係の表ですけれども、本編ですと「表6-6-1の単位が mg/L で良いのか。mg/g にして土壌の環境基準と比較するのが普通ではないか。」というご意見でございます。これにつきましては、水質の底質については、ダイオキシン類以外は環境基準が設定されていないため、底質からの暴露経路を考えた場合に、底質から河川水への溶出を通じて、人の摂取となるため、比較を行う参考値として、河川の環境基準を採用して、単位を mg/L としております。なお、河川の環境基準につきましては、基準値は土壌の環境基準と同じです。また、分析にあたりましては、「底質調査方法の改定について」という当時の環境庁の通達に示されている溶出試験に基づき実施したということでございます。続きまして、予測に用います降雨量の表になりますけれども、「期間最小値を示した意図が分からない。」というご意見でございます。これにつきましては過去データとして、年間の最大降雨量が31.8~49.5mm/日と少ない年もあるということで示しておりまして、予測に用いました11.0mm/日という降水量の妥当性を補足するデータとして示したところなのですけれども、意図について分かりにくいということもございましたので、表の内容については再検討させていただきます。

それから、「流出率100%であることを明記した方が良い。」ということでございまして、これは ご意見のとおり明記するということで修正を行ってまいります。

続きまして、「地下水位が GL-m で示されているので分かりにくい。地質図の断面図に示せないか。」というご意見でございます。これは、本編にはボーリング調査時の孔内水位を示しておりますので、地質の縦断方向の断面図に、調査時の孔内水位の断面線を示しまして、地下水位の線ということで表記させていただくということで修正させていただきます。

続きまして、「電気探査結果について縦断面図でも示した方が良い。そうすると地質縦断図との関係が分かりやすい。」というご意見でございます。これにつきましては、本編ですと6.303ページ、要約書ですと6.83ページに、水象の調査地点位置図をお示ししております。こちらが縦断方向の測線はなく、断面方向の測線を3測線、調査をさせていただいております。こちらの3測線しか調査をしていないため、縦断方向の表現は困難という状況でございます。

続きまして、「農業用水としての利用に言及しているが、現在どの程度の農業用水を利用できるかどうかも評価の対象なのか。農業用水としてはどこで取水しているのか。敷地内なら農業用水としての利用はなくなるのではないか。なお、2500分の1の図面は25000分の1の間違いか。」というご意見でございます。こちらに関しまして事業者の見解でございますけれども、対象事業実施区域の丘陵地の上に果樹園、畑がありまして、そこに対します灌漑施設がございます。こちらの果樹園、畑につきましては現況では当然、灌漑施設を利用して耕作を行っているところなのですけれども、事業区域内になりますので、事業により改変を受けて、将来の農業用水の利用はなくなるということでございます。こちらの農業用水、灌漑施設の利用に関しましては、環境影響評価の対象としてはございません。また、下流域の農業利水の影響については、計算の結果、表面流出量が1.8%増加するということで、事業により取水量の減少を引き起こすことはないと考えております。また、流域面積の算出につきましては、2500分の1の図面で計測を行っております。この2500分の1の図面を縮小いたしまして、各調査結果等の図面に示しております。約8000分の1に縮小しているということでございますので、こちらの縮尺を図面の下に追記してまいります。

それから、水象につきましてご意見をいただいております。「可能蒸発散量から実蒸発散量を推定する過程が必要だと思うが、この点が示されていない。」ということでございます。今回は、環境影響評価におきまして、開発前後の比較を行うことを目的としておりまして、詳細な実蒸発散量ということではなく、可能蒸発散量をもって、蒸発散量の値として用いて計算を行っているということでございます。

次に、「「地下水流出量」と呼んでいるものは降水量と蒸発散量から表面流出量を引いて出しているようだがこの点を明確に示していない。また「地下水流出量」の変化の数値は環境影響評価として問題ない数値だということが示されていない。」というご意見でございます。まず、「地下水流出量」につきましては、ご指摘のとおり、降水量から蒸発散量と表面流出量を差し引いて算定しているもので

ございますので、この点については追記してまいります。また、今回の環境影響評価の項目といたしましては、「施設の存在による下流河川の流況の変化の影響」としているということで、表面流出量の変化の評価を行っておりまして、この項では地下水流出量の変化については言及していないというところでございます。

続きまして、「「表面流出量」は河川の流量を指していると思われるが、実測の流量(開発前)との比較が示されていない。」というご意見でございます。これにつきましては、「表面流出量」につきましては、ご指摘のとおり、河川から流出する表流水の量でございますので、この点については明記してまいります。それから、開発前後の流量の変化量につきましては、本編ですと 6.323ページの表 6-7-17に、現況流量の平均値に対します増減比を書いてございます。これが最終的に下流の河川部で 1.8%の増加という数値になってまいります。また、個別の No. 1 から No. 3 の地点の表面流出量の予測値は、いずれの地点におきましても、四季調査を行っているわけなのですが、実測の、豊水期から渇水期の値の範囲に含まれる値となっていまして、予測結果といたしましては、ある程度、一定の信頼性があるということは確認をしておりますので、この点についても追記をしてまいります。続きまして、「流域界の変更、河川の付け替えについて述べられているが、これらについての図がない。」ということでございます。これらの図につきましては、本編の 6.318ページの図 6-713に、開発後の流域界の変化、及び河川の付け替えの位置を示しております。また、現況につきましては、6 -307ページに示しているというところでございます。

続きまして、「「流況に著しい影響を与えない」ということを目標にしているが、「著しい」というのはどの程度を指すを考えているのか、そう考える理由は何かが明確ではない。水利用への影響や生物の環境への影響を考えているのか。このような視点がないと、計算で出した数値に意味がなくなる。」というご意見でございます。こちらにつきましては、現況の四季調査を行った結果でございますが、6.304ページにお示ししております表6-7-5及び図6-7-2に、四季の流量の調査結果をお示ししております。四季におきまして、渇水期と降水期で流量が大きく変化しているような現状の中で、現況の環境が成立していることを考えますと、水利用、生物生息環境へ影響をきたす流量変化を定量的に表現するのが困難ということですから、「著しい影響を与えない」という定性的な目標を設定しております。また、表面流出量が1.8%増加するという予測でございますけれども、付け替え河川につきましては、今後の協議の中で、流量や河川断面等が詳細に決定することから、流況の変化については現時点では定性的な記載とさせていただいて、変化の程度の目安としての数値ということで算出させていただいているというところでございます。

続きまして、土壌汚染の式につきましてでございます。「表 6-9-4の「寄与の割合」が (a+b)/a-1 と書いてあるが、これは b/a ということと同じで、わざわざ分かりにくい表現としてある。」というご意見でございます。こちらにつきましては大気質の現況の濃度を a といたしまして、将来の濃度 a+b の変化によります土壌汚染への寄与濃度の増加の割合を示すため、その考え方の中間式として (a+b)/a-1 という表現とさせていただいております。

続きまして、1ページに戻りますが、佐藤委員からのご意見でございます。「最終処分場のミゾゴイについてですが、事業者の見解として「保全措置の改善等により影響の最小化が図られるものと考えます」ということにつきましては、こうした文言は具体策に乏しく、ミゾゴイの保全ということに対して真摯に向き合っているとは言えない。曖昧な表現を禁じて、できること、できないことをきちんと整理すべきである。」というご意見でございます。

こちらにつきましては、本日、追加でお配りいたしました「ミゾゴイに関する環境影響評価該当箇所の抜粋」という資料で順を追ってご説明させていただきます。

まず、準備書に対する知事意見ということで、ミゾゴイの生息環境への影響の把握というご意見をいただきました。この内容なのですけれども、「蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する

種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、必要な修正を行うこと。」ということで知事意見をいただいております。前回は事業者の見解の短い文だけでご説明をさせていただきました。ただこの部分は準備書から評価書につきまして、全く新たに追加させていただいたものであることから、今回この考え方について順を追ってご説明させていただきたいということで、こちらの資料をお配りさせていただきました。

一枚めくっていただきまして、こちらは本編の抜粋になっておりまして、下にページ番号を振っておりますが、こちらが本編のページに該当いたします。ミゾゴイの影響に関する定量評価手法ということで、手法を簡単に整理いたしております。ミゾゴイにつきましては環境影響評価の当初の、平成20年の調査で確認しているところなのですが、その後追加の調査を行っておりまして、分布状況調査、営巣環境調査、採餌環境調査を行っております。こちらの調査結果、それから文献調査の結果を基にミゾゴイの環境のモデル化を行い、事業によります影響、それから環境保全対策の効果を評価をいたしまして、整理をしているところでございます。知事意見でいただいております定量評価ということにつきましては、このミゾゴイの生息環境のモデル化ということを基本に算定しているということでございます。もう1つ、知事意見でございました専門家の意見を聞きながらという部分でございますけれども、こちらのページの真中に検討体制ということで示させていただいております。ミゾゴイの分析につきましては専門家といたしまして、独立法人森林総合研究所の川上和人先生に助言をいただきまして、整理を行っていったということでございます。

続きまして、中身の方に入らさせていただきます。6.593ページ、こちらにつきましてはミゾ ゴイだけではなくて、生態系の全般的な環境保全対策の検討の経緯を整理しているというところでご ざいまして、表6-14-12においては、生態系に及ぼす環境影響要因の整理ということで、樹林 の改変、水辺環境の改変、あるいは生態系の連続性の分断ということに対しまして、どのような影響 があるかということを簡潔に整理しております。こちらの環境影響要因に対しまして、表6-14-13のところで、それぞれの環境をどのように保全するかという保全方針を整理させていただいてお ります。この中で、少し数が多いので、一部だけ抜粋してご説明させていただきますけれども、下か ら3つ目の表の枠でございますけれども、管理計画・管理期間という項目でございます。こちらにお きまして、付け替え河川、及び植栽地の管理は順応的管理手法によって行うということで、こちらの 環境保全策の管理につきましては、モニタリングを行い、その効果を確認しつつ、管理を行うという 考え方の順応的管理手法ということで実施しているということでございます。それからまた、成功基 準ということで、現況と同様の確認種が確認されることというようなことを成功の基準として設定し て、保全策としております。こちらの保全策につきましては、6.594ページ並びに6.595ペ ージにイメージ図をお示ししておりまして、付け替え河川の部分が中心となっておりますけれども、 そちらの部分には多自然型護岸ですとか、ビオトープを設置していくこと、それから6.595ペー ジにつきましては、動物の移動経路を阻害しないような植栽のイメージということで、例えではあり ますけれども、イメージ図を載せさせていただいております。こちらが生態系全般に対します保全策 の考え方をこういう形で整理をさせていただいておりまして、これを基礎にミゾゴイに関します定量 評価を行っております。

ミゾゴイの定量評価は、6.611ページから考え方をまとめさせていただいております。まず、上の方に「HSI=~」という式、それからその下にツリー状の構造図をお示ししております。こちらはHSIモデルということで、HEPの中で使われるような手法の、生態系を定量的に評価するHSIモデルの考え方を参考にこういった式を、こちらのミゾゴイに対しまして、整理をいたしました。ミゾゴイにつきましては、説明が前後してしまったのですが、現在、生態が具体的には解明されていないという種でございまして、こうしたHSIモデルというものは一般的には構築されていないということで、今までの調査の結果、それから既存の資料の文献等の結果、それから専門家の助言を踏ま

えまして、こちらの式につきましては、事業者が作成したというところでございます。それから、生 息環境の評価の単位ということで、ミゾゴイは渡り鳥で、当然、異動能力が強いというところでござ いますけれども、また一方で生息の仕方が沢筋で主に確認されているということで、沢の水生生物等 を餌として、沢の近くの斜面に、樹林に営巣するということで確認されているというところでござい まして、評価の単位につきましては、流域単位、流域界の単位で設定しておりまして、こちらの下に 示しております赤い番号で振っています1から16の単位で集計してございます。こうした考え方の 下に、それから6.612ページに環境保全措置の追加ということで、ミゾゴイの生態、あるいは餌 動物の環境基盤ということを基礎に、ミゾゴイに着目しました環境保全対策の方針ということで、新 たに3つ、追加しております。まず1つ目といたしまして、餌動物の生息環境の創出ということで、 カエル類等の生息環境を保全・創出する。それから、水辺環境の改変につきましては、ミゾゴイ等の 鳥類が水生生物を捕食する際、上空の猛禽類から採餌されないような、上からの隠れ場所となるよう な、高木を植栽する。それから、樹林地と水辺環境の連続性の分断に対しましては、連続性を創出す るような河川付近の植栽ということで、真中にイメージ図を示しておりますが、こういった保全対策 の方針ということで設定しております。それから、定量評価のケースの設定でございます。こちらの 3ケースを基本に、定量評価を行っております。まず現況の環境を定量的に評価するケース、CASEO という表記をしております。それから、開発だけをしてしまって、環境保全対策を全く何もしないケ ースということで、無対策ケースの CASE1、それから環境保全対策といたしまして付け替え河川の多 自然化などを行う CASE4 ということで、現況、それから何もしない場合、対策をやった場合の比較と いう定量評価を行ったということでございます。

結果の図が6.614ページに、区域の図で3つの図をお示ししております。一番上が現況の結果 の図でございます。緑色のところがミゾゴイの生息環境の適性が高いところ、黄色ないしは白色のと ころが適性が低いところという色分けになっております。こちらでご確認いただけますように、緑色 の部分が事業区域の南側の樹林地に多く所属しております。ミゾゴイの生息場所も、主にこういった 事業区域の南側の樹林、あるいはその河川沿いになっておりまして、ある程度、現況の再現性は確認 できたと私どもとしては考えておるところでございます。その結果を基に、無対策ケース、それから 対策ケースというところで、下の2つの図を作成いたしました。変化量が見にくいのですが、対策ケ ースの方がやや点数が高くなっております。その結果を棒グラフでお示ししたのが、6.613ペー ジの図になってまいります。こちらが3つの図を比較した図でございますが、黄色の棒が事業区域が かかる、開発される部分がある流域でございます。緑色の部分が事業区域及びその周辺の調査した範 囲を全部含めた、周辺環境も含めたものでございます。何も対策しない場合は、事業区域で現況の環 境に比べて70%、周辺も含めても82%という風な影響が生じてしまうというところでございます。 開発をした時に保全策をした CASE4 でございますが、そのときには事業区域では80%まで回復、約 10%程度の回復です。事業区域全体、調査区域全体といたしましては、現況の88%まで回復する ということで、定量的な評価としてございます。ただ、こちらにつきましては、点数の増えていると ころが、もともとミゾゴイの生息適地でない、点数が低い部分が若干点が上がったというようなとこ ろでございまして、開発によりまして、環境保全対策をやったとしても影響が残ってしまうというこ とが、定量評価の結論としてございます。こうしたことも踏まえまして、6.615ページ以降に環 境保全措置ということで、生態系及びその他の種の保全措置を列挙させていただいておりまして、最 後、6.620ページに最終的な評価というところで、「ウーミゾゴイ生息環境への影響の評価」と いうことでまとめてございます。こちらにつきまして、読み上げますと「事業の実施によって対象事 業実施区域及び周辺におけるミゾゴイの生息環境は約82%に減少する。代償措置としての多自然型 付け替え河川設置等の環境保全対策を行った場合、約88%に回復するものの、ミゾゴイの生息環境 に及ぼす事業の影響は残るものと予測される。ただし、対象事業実施区域外の流域においては、ミゾ ゴイの生息環境はほとんど変化しないものと予測されることから、工事が完了し、近接する流域に及 ぼす人為的影響が安定した時点において、対象事業南側の樹林地などの周辺環境において生息する可

能性が考えられる。」ということ、それから「ミゾゴイの生息環境の保全措置として、餌動物としてのカエル類、サワガニ等の水生生物及びミミズ等の土壌動物の生息環境を保全・創出する。また、植栽によって営巣環境の基盤を保全する措置を講じる。これによりミゾゴイの生息基盤の回復は図られ、影響の最小化が図られるものと考えられる。また、周辺 1 km 程度離れた距離に生息する個体には、事業の影響は及ばないことから、地域としての個体は維持されるものと考えられる。」と整理させていただいております。「なお、工事中及び供用時において、対象事業実施区域及び周辺 1 km 程度の地域におけるミゾゴイの生息環境を調査する。」という事後調査を実施します。「あわせて環境保全措置の効果をモニタリングすることで、保全措置の効果を確認し、必要に応じて保全措置の改善・充実を図る。」ということで、まとめてございます。

佐藤委員にご指摘いただいた部分については、一番最後の表のミゾゴイの囲みのところの表の部分が、曖昧な表現等ということでご指摘をいただきました。こちらにつきましては、全体を簡潔にまとめたところでございますけれども、少しまとめすぎているというところで、事業者としましては修正していきたいということでございます。そちらが意見整理表の6.1ページでございます。こちらに文案を整理しておりまして、前段につきましては、先ほどからご説明した内容でございますので、省略させていただきまして、最後の8行程度、「事業の実施により、ミゾゴイの生息環境は約82%に減少すると予測されたため、生息基盤の回復を主眼においた保全措置を実施する。これらの環境保全措置を講じた場合、生息環境は約88%まで回復するものの、当該種への影響は残ると予測された。そのため、工事中及び存在・供用時にモニタリング調査を実施し、事業による影響が確認、または懸念された場合にあっては環境保全措置の修正、追加等の見直しを行うことにより、生息基盤の回復に努める。」というところで、最後の表の記述はこのように修正させていただくということで考えてございます。

長くなってしまいましたが、事業者の見解としては以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただいた内容につきまして、質疑をお願いしたいと思います。ご質問やご意見がありましたら、ご発言いただいた方からお願いしたいと思いますので、坂本委員、まずお願いします。

(坂本委員)

順番に確認させていただきたいと思います。まず、B001は底泥の試験で、単位が mg/L と書いてあって、何の説明もなかったものですから気になったのですが、溶出試験ということですね。全体を通してですけれども、分かりやすく書いて欲しいと思いますので、溶出試験であれば、法律なんかでやったということでも結構なのですけれども、個体1に対して水をどのくらい加えて溶出したとか、分かりやすく記載してください。不思議に思ったのは、CODはわざわざ乾燥重量ベースに直している。そこも少し引っかかったところです。どういう溶出をしたのか、説明を追加してください。

B002、「再検討いたします」ということでオーケー、B003も「追記します」ということでオーケー、B004もオーケー。

BOO5も作ろうと思えば縦断も作れると思いますが、たいした意味もないかもしれませんのでオーケーです。

B006は、これは農業用水は利用していないということでしたので、これでオーケーだと思いますけれども、利用していないという話はどこかに書いておいてください。

それから、2500 分の 1 の図面は確認なのですけれども、25000 分の 1、50000 分の 1 の地図は国土地理院の地図がありますが、2500 分の 1 と書かれると平板を持って行って誰かが作ったというイメージを持ったので、それにしては出てきている地図は 25000 分の 1 と書かれている地図だったので、どうしたのかなと思って気になったのですが、2500 分の 1 に測量したということではないのですね。

(事業者 大谷氏)

私どもの方、あるいは今回の事業で測量をやったということではなくて、甲府市ならびに笛吹市が もともと 2500 分の 1 の縮図を持っておりましたので、そちらを利用させていただきました。

(坂本委員)

分かりました。色を塗っているのが25000分の1の地図ですか。

(事業者 大谷氏)

色を塗ってあるのは少しこちらも分かりにくいのですが、もともとは 2500 分の 1 を縮小かけている図面でございます。

(坂本委員)

分かりました。了解しました。

それから、B007、これも説明不足で、説明していただければオーケー、B008も説明していただければオーケー、B009も説明していただければオーケーです。

それから、B010、これも確かに図は別のところにあるのですけれども、その図ははっきりと付け替えとか流域界の変更とか分かりにくいので、元がこうであって、こうなったという図を付けてもらった方が分かりやすいかと思います。できることでしたら、よろしくお願いいたします。

それから、B011ですけれども、「著しい」という言葉が引っかかって書いたのですけれど、全体を通して違和感があったのは、「1%増えます」という表現の仕方をしていて、予測の計算で数値が出てきたというのは、それはそれで良いのですけれども、その数値を出した目的がよく分からないのですよね。1%ならオーケーであれば、10%でもオーケーなのか、そこがよく分からないので、これは別に大学の演習のように水理学、水象の計算で数値を出すということが目的ではないと思いますので、何の目的で計算して、その結果をどのように解釈するかというところも書いていただいた方が分かりやすいと思いますので、ご配慮いただきたいと思います。

B012は、見解の相違でしょうから、これ以上は申しません。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の坂本委員のご発言に対して、事業者から何かご発言がありますか。

(事業者 村山氏)

ご指摘のとおり、分かりやすく修正させていただきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは続いて、佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

私の短い指摘に対して、ものすごく長い回答をいただき、大変ご苦労様です。多分、私のような鳥類の専門家でないと理解できない部分がたくさんありすぎて、ここにいらっしゃる委員の皆様には難解な気がして、迷惑な話かと思っておりますが、分かりやすいところで少し意見を申したいのですが、整理表の事業者見解のところを参考にして意見を言った方が分かりやすいと思いますので、そこの文章の中で少し意見を申し述べたいと思います。

1つ目は、82%が88%になるという数字が出ていますが、これを生息環境の減少だと評価しているわけですが、数字上はそう言えばそうなのですが、そのとおりだと思いますが、ただミゾゴイという鳥類の生息について、それはどういうことなのか分かりやすく話をしていただきたい。減少、つ

まり環境がなくなれば当然ミゾゴイはいなくなるわけでして、私のような専門家から言わせれば、これはいなくなることと同意義ではないか、「いなくなります」と書くべきではないかということです。 「環境が悪くなります」と書いて、いかにもミゾゴイがまだ救えるかのように書かれるのは、少し問題があると思います。

それと2点目として、資料の方に、ミゾゴイの生息環境を沢筋と限定しておられますけれども、これは専門家の川上さんがおっしゃったのかもしれませんが、現状、ミゾゴイについては沢筋だけを利用するわけではないということが分かっておりますので、単純に沢筋と限定して、そこだけを環境保全措置をすれば良いという考えは正しくないと思います。

それから、整理表の下の8行とおっしゃいましたけれども、そこに書いてある中で、一番最後の3 行、「環境保全措置の修正、追加等の見直しを行うことにより」と書いてありますが、現実的に工事 開始後の環境保全措置の修正、追加等を、ミゾゴイを対象として行おうと考えているのであれば、こ れはもう不可能なことだと思います。それはなぜかと言いますと、蟹沢川の生息個体はわずか1つが い、雄と雌と2羽しかいないわけですね。これがいなくなるということは、いきなり0ですよね。0 になった時点で改善措置はやりようがないですね。この中で述べられているように、ミゾゴイは渡り 鳥でして、今頃はちょうど山梨に渡ってきます。ですから、当然、飛翔能力が高いので、どこかに移 動してしまえばそれきりで、どんなことをしても戻ってくることは不可能に近いと私たちはそう思い ます。ですから、カエルやトンボの個体数調査を蟹沢川でやりながら、カエルの個体数が何%減った と、その場合にはカエルの頭数に直せば、仮に500匹いたカエルが200匹に減った、だからこれ は危ないから、環境保全措置を、工事を差し止めてでも少し安定するまで待とうということができま すけれども、ミゾゴイの場合は1つがいから0ですから、それをやったところで何の意味もない。な ぜ何の意味もないかと言いますと、事業者が見解を示しているとおりに、周辺でもう1つがい、これ までの調査で確認されていますよね。ですから、周辺にも若干そういう良い環境があるのではないか と私はそう思います。地図が非常に複雑なのですけれども、資料の6.595ページの上に、断面位 置と書いてある写真がありますけれども、対象区域はこの建物と右側にある埋設する部分ですか。ミ ゾゴイはこの埋設する部分の上流の部分になるわけですけれども、これ実は、この写真でいうところ の、右側の白紙の部分の尾根をはさんだ反対側に同じ水系の細い沢が存在しまして、そこは今回、対 象になっていないわけですけれども、この沢は拝見しましたが、今、耕作放棄されていまして、荒れ 果てていますけれども、ああいう沢こそ、ここの個体を保存するという本当の強い意思があるのであ れば、ごく近くの沢をもう1度水を入れるなりして、水田化させたり、稲を植えないまでも、もう少 し水生生物がたくさんいる環境を周辺に作る。蟹沢川をここに河川を付け替えたところで、これを5 年間でやったところで、一度いなくなったミゾゴイが戻るということは、この周辺環境の豊かさから 考えれば、ほとんどあり得ないだろうと私は思います。そういう意味において、この保全対策をこの 開発するエリアに限定するのではなくて、すぐ隣に素晴らしい環境があるということも考えれば、も う少しその辺は県の方とも相談していただいて、何かもっと他に良い作戦はないかどうかということ をぜひ検討していただきたいし、そのようにこの意見整理表には書いていただきたいと思います。資 料の方の6.620ページですけれども、ここに「ウーミゾゴイ生息環境への影響の評価」というこ とで、いくつかの段落にありますけれども、最後はいずれも私が前回指摘しましたとおりに、非常に 全て曖昧な文章の表現で結ばれていまして、はっきり言ってこれはミゾゴイにとって何ら朗報でも何 でもないと、鳥の立場で言いますので、やはりミゾゴイは現在の日本において非常に希少ですので、 これはいなくなることが分かっていて、私も黙っていられないということで、少しでも、できること はできるということで、やっていただきたいと申し上げたいと思います。ですから、今回の整理表に ついては、私が指摘した点は残念ながら改善されていないと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。今のご指摘に対して、事業者側からご回答いただけることはありますか。

(事業者 大谷氏)

1つ、大きな話でご説明がもれていたのかなというところで感じました。その話なのですけれども、生態系のところのミゾゴイにつきましては、ミゾゴイの生息環境、生息基盤の改変の程度を評価しているというところで、ミゾゴイの現存の個体につきましては、動物のところの、本編6.517ページに、工事中及び供用時のミゾゴイに対する影響ということではまとめておりまして、そちらについては、例えば工事中におきましては、蟹沢川上流部の湿地や林縁部が改変されることで餌場を失い、更に育巣期の餌確保が困難となることから、繁殖への影響が生じるとか営巣放棄の可能性があるとか、こちらについては影響があるということで、個体についてはそういうところでまとめております。先ほどご説明いたしました生態系につきましては、あくまでもミゾゴイの生息環境の基盤の評価というところで、この2つを切り分けた考え方とさせていただいているということで、もう1つ、非常に個体数の少ないものだから、影響が出るということはいなくなるということは、事業者としても理解をしておりまして、ただそれにおいても現況の餌環境、あるいは生息環境の基盤の整備だけは進めていこうということで、個体の保全については厳密には難しいかというところは承知はしているのですが、できる範囲の中で、生息環境、生息基盤、餌環境について回復していこうという考え方でまとめているというところでございます。その点を補足で説明させていただきました。

(佐藤委員)

ありがとうございます。その意味は重々分かっているつもりではありますけれども、やはりミゾゴイが山梨に少数いるというころは、県民の財産でありますので、それに対してやはり事業者としては県民に対して「こういう風に保全します」「こんな風にして保全できない部分があります」ということはきちんと分かりやすく説明すべきだろう。やはり数値だけで「環境は5年後には元に戻ります」と言われても、それはミゾゴイが戻るということではないので、どのように言われようと希少動物が失われると2度と戻らないということは、やはり理解していただいて、進めていただかないと、希少な財産を次々と失っていくことになる。これは県に対して本当に申し上げたいと思います。こうやって1つ1つの事例で、「何とかなる」といってやっていますと、それはいずれいなくなるのですね。極端なことを言えば、南アルプスの雷鳥程度しかミゾゴイはいませんので、本当にちょっとしたことで次々といなくなって、連続性をもっと遮断してしまえば、更に拍車がかかると、そのように思います。ですから、可能な限りの手法を、手を尽くして欲しいと申し上げます。

(片谷会長)

確認させていただきたいのですが、本編ですと6.538ページに、環境保全措置のところにミゾゴイの保全のための措置がかなり記載されておりますけれども、これをより強化しなさいというのが佐藤委員のご指摘という理解でよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

そうですね。この工事時としていますけれども、もちろん詳細には何月とか色々あると思いますが、既に工事開始後にこのようなことをしても、ミゾゴイをそこにとどまらせることは不可能だと思います。もし仮に1つ可能性として、ミゾゴイがその施設の周りに将来戻る可能性があるとすれば、それは5年後ではなくて、10年後とか20年後とか、しかもそれも周辺が今の状態で開発されないままでいて、周辺に連続性を保ったミゾゴイの別の個体がいたとして、そうなるだろうという可能性は十分にあると思います。そういう意味での環境を元に戻す保全対策をこの工事のときに施すことはとても重要なことだと思います。それは十分理解しております。ただし、これから5年後のこの期間においては、ミゾゴイがいなくなることは避けられないということを申し上げているわけです。

ありがとうございました。何か今ご発言されることはありますか。

(事業者 村山氏)

若干補足と言いますか、先生のご意見の中で、できること、できないことといったご意見がありま して、確かに今の我々の保全措置の考え方というのが、まず事業計画地、及び購入する範囲の中でや はりできることといった範囲でとどまっているというのは事実のことであると思います。その中で当 初、処分場の用地として予定していた部分を、上流の方でしかも改変部分から変えて、マツバランの 生息もあったのですけれども、今の状態で残しましょうといった回避策も最初の段階で提案させてい ただきましたし、その中の最小化の保全として、付け替え河川という対策もやっております。ただど うしてもできないことということで、処分場を作るといった事業がございますので、どうしても谷地 形を活かした埋立地を作るといったことで、必要最小限の改変が必要であると、またそこの一番最下 流にある谷底にある河川を付け替えないと事業ができないということで、その改変がどうしても避け られなかったと、ただその中でできる範囲のことということで、保全措置対策といったものを示させ ていただいております。ただ先生のご指摘のとおり、工事中といったものは影響が大きくて、我々の 方も繁殖の阻害といった影響があるだろうと、ただ、周辺の広域のミゾゴイの観測をする時に、ある 程度、他にも種の生息がありましたので、どうしてもこの地域全体を保全しないと地区としてのミゾ ゴイの生息を阻害するまではいかないだろうということで、少なくとも工事が完了した後の、保全措 置をどうしていくのか、自然環境を創造していくのかといった視点で、今回のアセスメントの方の事 業の考え方を示させてもらっているというところはございます。ただ先生のご意見で、事業区域外も 含めた保全措置の必要性というご意見であれば、その分は今後、またご意見をいただきながら、検討 課題ということで、事業者の方で考えていくことになると思います。

(佐藤委員)

そうですね。おっしゃるとおりだと思います。これ以上、事業者に周辺も含めて保全対策を施すというのは費用的にも大変だと思いますが、私は委員としてここにいるのはやはり、この事業によってどのようなことが起こるかということを考えるのですね。それに対して専門家として適切なアドバイスを差し上げられればと思っています。ですから、ちょうど県の担当の方もいらっしゃいますし、これは誰が費用を出すということではなくて、やはりミゾゴイの生息できる環境の連続性ということを、今後、将来にわたってやはり山梨県で保っていくのであれば、今以上に環境が良くなることなんてありえないわけですね。次々と放っておけば悪くなる一方ですから、ミゾゴイの環境がこれ以上上向くことはありえないと思いますので、そういう意味においては、やはり立場は違うと思いますけれども、県の方も積極的にこれに対して、隣接地域の、ミゾゴイに適した環境の創出ということは、ぜひ考えていただきたいと、そうでないとここで失われたミゾゴイは他に行き場所がなく、ただ失われるだけということになると思います。そのようなことを少し県の方にも申し上げたいと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。この件につきましては、この後、これは評価書の補正が提出されると思いますが、ここに書かれていることは、この保全措置というのは最低限のことであって、可能なものは追加していくという姿勢で、事業者にもぜひ取り組んでいただきたいというのが、この審議会の立場だと思いますので、それにあたっては、その分野の専門の方々のアドバイスを受けながら、事業者として可能な限りの保全措置をしていただくということを、審議会としてはお願いしたいという風にまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(佐藤委員)

はい。

(坂本委員)

1点確認ですが、事業者として市も入っていましたよね。それは市なども含めてということですね。

(片谷会長)

もちろんです。これは3者が事業者になられているわけですから、もちろんそういうことに取り組んでいただく責務というのは3者が共同して負われているものですし、それから間接的な意味では県にもこの保全を図る指導をしていく責務は当然あるわけですので、これはみどり自然課とも連動してやっていただくようなことになろうかと思いますので、それは事務局にぜひ庁内の調整をお願いいたします。

他の委員の方から何かこの件に関するご意見はございませんでしょうか。

それでは、今日、ご欠席の委員が何名かいらっしゃいますが、ご欠席委員からのご意見の状況がご ざいましたら、事務局からお願いいたします。

(事務局 土橋主査)

本日ご欠席の田中委員から、ご意見をいただきました。それにつきましては、お手元にお配りいた しました意見整理表に併せて、添付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思いま す。

(片谷会長)

私も今日これを初めて拝見して、昨日付けの資料ですので、本当に直前に事務局に届いたということなので、詳細にはチェックしていないのですが、今見る範囲ではやはりそのHEPという手法を用いたところまでは高く評価するけれども、その結果の取り扱いとそれによる評価の記載には十分でない点があると、大筋ではそういう指摘のように読み取れます。この意見の取り扱いについて、全部読み上げていただくのは時間がないので、事務局からご説明いただけますか。

(事務局 土橋主査)

後ほど依田補佐の方から再度ご説明になると思いますが、今回のご意見につきましては、手法についてのご意見と、その取りまとめの方法についてのご意見をいただいていると理解しております。これにつきまして、まず手法の部分につきましては、非常に詳細な点になりますので、本文をそのまま事業者にお渡し、伝えるようにしたいと思います。取りまとめの方法の部分につきましては、知事意見骨子の中に、希少動物への配慮ということで、具体的に記載させていただいておりますので、その部分で、取りまとめについては全体的にやっていただきたいという趣旨のものを記載しておりますので、そこの部分で汲み取るような形で、整理をさせていただければと思っております。

(片谷会長)

ありがとうございました。これだけ大量のご指摘ですので、これは今1つ1つ審議をする、あるいはこれについてまたこれから事業者から回答をいただいて審議会で審議をするというのは少しスケジュール的に無理がございます。したがいまして、これの取り扱いにつきましては、事務局から事業者にお伝えいただいて、おそらく全てにご指摘のとおり対応いただくというのは時間的に無理があるかと思いますが、可能な部分も当然あると思いますので、可能なところはその記述の追加でご対応いただくというような取り扱いとさせていただきたいと思いますが、どなたか委員の皆様からご意見がありますでしょうか。

新しい手法で、今まであまりアセスでこういう形の手法が用いられた例は知りませんので、手法としてワンランクアップしたということは言えるかと思うのですけれども、出てきた結果とそのまとめ方については、まだ不備があるというのが田中委員のご指摘ということでございますので、いかがでしょうか。この時期、このタイミングですので、できることに限りがあるというのはやむを得ないところかと思います。

(坂本委員)

ワンランクアップするのは良いのですけど、何か印象が評価書を作ることが目的になっているような感じがして、先ほどのミゾゴイの話もそうですけれども、何かそれを分かりやすく伝えて、良いことも悪いことも書いて、「皆さんこれで良いですか」と判断してもらうという趣旨からは少し外れるところもあるという印象を受けましたので、できること、できないことはあるのですけれども、ある意味、自分のできることを超えたことでも良いから書くくらいの覚悟で、より良くするということを書いていただけるとありがたいと個人的には思います。感想で申し訳ありません。

(片谷会長)

今の坂本委員のご発言も含めて、補正で対応できる部分は対応していただくということで、具体的な内容については、事務局から事業者に指導していただくということで、審議会としての対応はそのようにさせていただきたいと思いますので、特にご異論がありませんようでしたら、これでまとめさせいただきたいと思います。本来でしたら準備書段階で、この議題をもっとじっくり審議する時間の余裕があれば良かったのですが、今からそれを言っても戻れませんので、これは今後、事業者の皆様にも今後の対応の中で可能な限りは対応していただき、この審議会としても、今後こういう手法を使うことが有効と考えられる案件が発生した場合には、やはり準備書段階で十分な審議をして、補正を図っていくということを、審議会及び事務局の反省事項としても、記録にとどめたいと思います。

それでは、田中委員のご意見に対する取り扱いについては、今申し上げたような形で扱わせていただくことといたしまして、続いて知事意見骨子について、案を事務局で用意していただいていますので、ご説明をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、知事意見骨子(案)について、ご説明させていただきます。

技術審議会は4月13日に1度開催しております。今後の予定としては、5月17日を予定しております。意見提出の期限は5月24日までとなっております。

知事意見とする主な事項は、次のとおりです。全般的な事項としては、環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取り扱いということで、審議会の指摘事項に対し、審議会において示した見解、対応方針等については、確実に補正評価書に反映していただきたいという内容です。個別的な事項で、今も審議がありましたが希少動物、ミゾゴイへの配慮ということで記載しております。具体的な内容については、後ほどご説明いたします。

今後の手続きについてですが、知事意見に基づき、評価書の内容を補正した「補正評価書」を作成 し公告及び縦覧を実施することで、事業着手前の環境影響評価手続は終了します。以降、個別の許認 可申請の具体的な手続が開始されるということになります。

それでは、知事意見骨子(案)と書いてあるものをご覧ください。全般的事項については、先ほどご説明したとおりです。個別的な事項としては、希少動物への配慮ということで、1)評価について、読まさせていただきます。「事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響評価の結果については、調査、予測及び環境保全措置の検討の経緯及びその結果について、当該種への影響の程度、保全措置の内容(目的及び具体的な措置と期待する効果等)、最終的に残る影響の程度及び事後調査の実施と調査結果の反映方法が明確になるよう記載すること」。以上です。

ありがとうございました。これは骨子ということですけれども、スケジュールからしますと、次回 5月17日にもう1回予定されておりますので、意見提出期限の5月25日よりは前なのですけれど も、庁内調整会議もございますので、かなりスケジュール的には厳しい状況にあるというのが私の認 識でございます。これは最終の評価書に対する知事意見ですので、この段階で非常に詳細な知事意見 を出すというのは、本来のこの制度の趣旨からするとおかしい。それであれば準備書の段階で言うべ きであるというのがアセス制度の趣旨ですので、骨子では非常にシンプルに書かれているのですけれ ども、個別の事項について詳細に記載するというのは、この制度の本来の運用方針からいくと、本来 避けるべきであると私は思っております。ですから、最終的な知事意見としてもこのようなシンプル な記載としておいて、個別の事項については事務局から事業者を指導していただき、補正をしていた だくというのが本来の趣旨です。他の県でも、色々な案件についても、最終の評価書に対する知事意 見に詳細な事項がずらずらと書かれているというのは見たことがありません。「意見なし」というの もたくさんあります。ですから、例外は辺野古ですけれども、あれは少し特殊な案件ですので、この 段階でたくさんの意見を書くというのはやはり避けたいと考えております。したがいまして、知事意 見はこのレベルで良いのではないかというのが私の考え方なのですが、皆さんからご意見、あるいは ご質問がありましたら、伺いたいと思います。先に私が意見を申し上げてしまったので、皆さん、発 言しにくくなってしまったと思いますが、遠慮なくご発言ください。

(福原委員)

今、会長の意見があった後に言いにくいのですが、例えばこの評価書本編にあります騒音のところも、年代の古いものが載っているのですね。ですから、本質的な中身は変わっていないのですけれども、こういうものをやっている以上は最新の年度のものにぜひ変えておいて欲しいと思います。具体的には、これは予測式がありますが、今、2003年になっておりますけれども、先ほどもありましたけれども、2008年に変えておいた方が良いだろうと思います。

それから、低周波音のところも、どこかのものをただ単にコピーしているだけであって、残念なのですけれども、例えばこういう処理施設に対応した検討はどうするのかともう1歩突っ込んでないなと思うのですね。変な話ですけれども、これは1つの例なのですが、例えば環境配慮事項のところに一般的に書かれていることで、何でこういうところに、あれだけ大きなものを使う中で、消音機やダクトが全く入っていないのかと僕は思ったりするので、我々ももっと反省して検討しないといけないのですが、良く見るとやはりそういうところがあると感じております。

(片谷会長)

今の福原委員のご発言の前半部分は、説明をより分かりやすくと、先ほどから出ている坂本委員のご指摘もそうでしたし、その一連の中の1つだろうと思いますので、それは知事意見に書き込んでもよろしいかと思います。要は評価書になったのだけれども、まだ説明の分かりやすさという点で不十分な点があるということは、全般的な事項の中に、2番として入れても良いと思います。

個別の事項に関しては、先ほど申し上げたとおり、事務局から、今の福原委員のご指摘も含めて、 事業者に指導ということで、対処していただくという扱いとさせていただきたいと思います。

年度の問題に関しては、少し確認が必要で、このアセスの制度上、準備書段階で予測をしていますので、その時点で使うことができた最も新しいものということになりますから、今現在の最新のものは、準備書段階で使えなかったならば、それは書けないということがありますので、それは確認をしていただいて、準備書段階で既に変わっていたのに古い方を使っていたということであれば、そこは訂正していただく必要があるということですので、それは個別にそれを記載しなくても、事務局からご指導いただくということで、よろしいかと思います。

他にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にご意見がございませんようですので、この骨子としてはこれでよろしいかと思いますが、 更にもっと具体的な内容はもうこれ以上追加しないということでご了解いただけるのであれば、これ はもう骨子ではなくて、知事意見の案であるという扱ってよろしいかと思いますが、先ほどの田中委 員のご意見も同じように、説明が不十分な点があるという大きな括りの中の個別事項として、事務局 から直接伝えていただくという扱いで進めさせていただきたいと思います。そうしますと、かなり庁 内調整会議等のスケジュールに余裕ができて、よろしいかと思います。17日にこれを審議しており ますと、おそらく事務局の作業がパンクすることが予想されますし、17日は別の案件もありますの で、ですからこの審議を17日にもう1度するというのは、できましたら避けさせていただきたいの ですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(片谷会長)

そうしましたら、特にご異論がありませんので、これはもう知事意見の案であるという扱いとさせていただいて、これから文言調整、それから先ほど申し上げた、説明をより分かりやすくという全般的事項を追加していただくということで、もう1度、案を直していただいて、各委員にお送りして、それで取りまとめさせていただくということにさせていただきたいと思います。田中委員にも、事務局からもご連絡いただいて、この審議会でこういう扱いになったということで、私からも個人的な付き合いもありますので、その辺の趣旨は伝えておくようにいたします。

それでは、これは今申し上げたように知事意見案として取り扱わせていただくということにさせていただきます。

では、この議題については、これで終了とさせていただきます。

議題3)その他

(片谷会長)

その他として、委員の皆様から特段ご発言がなければ、事務局からは議題としてはございませんね。 よろしいですか。それでは、議題は全て終了いたしました。

今後の予定について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、今後のスケジュールですが、次回は、この甲府・峡東地域ごみ処理施設等の審議はなしということで、甲府外郭環状道路東区間の第2回の事業者説明のみということでよろしいですか。では、その様にさせていただきたいと思います。

次回は5月17日、13時半からです。通知はまだ別途、お送りさせていただきます。

(片谷会長)

それでは、事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 依田課長補佐)

片谷会長、大変ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

皆様方、本日は誠にありがとうございました。